

# 外国人児童生徒等への教育

「日本語の習得に困難のある児童生徒については、**個々の児童生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うもの**とする」としており、また、「児童生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう」、「**指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実を図る**」際に、「**情報手段や教材・教具の活用を図ること**」も示されている。

## ●指導体制の工夫

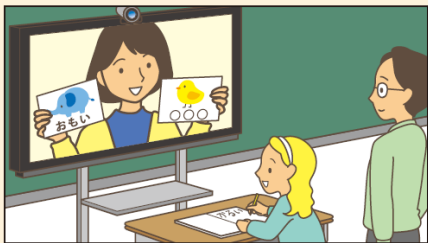
### ○遠隔教育

遠方にいる教員等の支援により、それぞれの状況に応じたきめ細かい支援を行うことができる。

また、同じ状況にある児童生徒と交流することで、意欲向上につなげることができる。

#### 日本語指導が必要な児童生徒を支援する遠隔教育

外国にルーツをもつ児童生徒等と日本語指導教室等をつなぎ、日本語指導の時間をより多く確保する。



#### 【活用が考えられる機能】

- ・ウェブ会議システム

## ●指導方法の工夫

### ○取り出しによる日本語指導等における活用

#### 【活用が考えられる場面】

- ・サバイバル日本語、日本語基礎、技能別日本語等における支援
- ・教科と日本語の統合学習における支援・教科の補習における支援 等

### ○在籍学級での教科等の指導における活用

#### 【活用が考えられる場面】

- ・授業において使われている日本語や学習内容を認識できるようにするための支援
- ・学習したことを構造化して理解・定着できるようにするための支援
- ・理解したことを適切に表現できるようにするための支援
- ・自ら学習を自律的に行うことができるようにするための支援

#### 【活用が考えられる機能】

- ・動画や映像をスクリーン等に投影
- ・書画カメラで拡大
- ・翻訳ソフトなどの活用 等